

年 月 日

福井県知事 様

管理者住所

管理者氏名

㊟

診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 備 付 届

下記のとおり診療用エックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項および医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。

記

病 院  診 療 所	名 称				
	所 在 地		電話番号 ( )		
装 置 に 関 す る 事 項	製 作 者 名				
	型 式				
	定 格 出 力	連 続	k V	m A	
		短 時 間	k V	m A	秒
		蓄 放 式	k V	μ F	
	装 置 の 台 数			エックス線管の数	
用 途	一般撮影用 ・ CT ・ 透視用 ・ 乳房撮影用 骨塩定量分析 ・ 歯科用 ( 口内法 ・ パノラマ ・ CT ) その他 ( )				
エックス線診 療に従事する 医師、歯科医 師、診療放射線 技師および診 療エックス線 技師の氏名お よび経歴	氏 名		職 種	エックス線診療に関する経歴	
備 付 年 月 日			年 月 日		

装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管および照射筒の遮へい		有 ・ 無	
	医療法施行規則第30条第1項第2号に規定する総ろ過		以上 ・ 未満	
	透視装置	患者への入射線量率 50 ミリグレイ/分		以下 ・ 超える
		一定時間経過時に警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー		有 ・ 無
		高線量率透視制御		有 ・ 無
		焦点皮膚間距離が 30 センチメートル以上になるような装置またはインターロック		有 ・ 無
		受像面を超えないように照射野を絞る装置		有 ・ 無
		受像器を通過したエックス線が 150 マイクログレイ/時(接触可能表面から 10 センチメートル)		以下 ・ 超える
		最大受像面を 3 センチメートル超える部分を通過したエックス線が 150 マイクログレイ/時(接触可能表面から 10 センチメートル)		以下 ・ 超える
		利用線錘以外のエックス線を有効に遮へいするための適切な手段		有 ・ 無
	撮影装置	照射野絞り装置		有 ・ 無
		医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離		以上 ・ 未満 ※骨塩定量装置については記入不要
	胸部集検用間接撮影装置	利用線錘が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装置		有 ・ 無
		接触可能表面から 10 センチメートルにおいて 1 マイクログレイ/1 ばく射以下となる受像器の一次遮へい体		有 ・ 無
		被照射体周囲の箱状の遮へい物 (その遮へい物から 10 センチメートルの距離において 1 マイクログレイ/1 ばく射以下となるもの)		有 ・ 無
移動型・携帯型装置等	エックス線管焦点および患者から 2 メートル以上離れて操作できる構造		有 ・ 無	
	装置の保管場所			
使用条件	<input type="checkbox"/> 特別な理由により移動して使用 (病室等) <input type="checkbox"/> エックス線診療室内に据え置いて使用 <input type="checkbox"/> 手術室で使用 (一時的管理区域を設定) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
治療用装置	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック		有 ・ 無	
口内法撮影装置	照射筒先端における照射野の直径が 6 センチメートル		以下 ・ 超える	

エックス線診療室の放射線障害防止に関する構造設備の概要	診療室名		
	診療室の防護の概要	遮へい物	構造、材料、厚さ
		遮へい物を設ける場所	
	天井		
	床		
	周囲の画壁等	壁	
		ガラス窓	
	出入口の扉		
	その他の開口部		
	操作室	有・無 ( )	
診療室の標識	有・無		
エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害防止に必要な注意事項の掲示(患者用・従事者用)		有・無
	使用中の表示		有・無
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有・無

(裏)

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	管理区域	管理区域を設ける場所	別添のとおり
		境界における実効線量が 1.3 ミリシーベルト/3 月以下となる措置	有 ・ 無
		立入制限措置	有 ・ 無
		標 識	有 ・ 無
	敷地の境界	敷地内居住区域および境界における実効線量が 250 マイクロシーベルト/3 月以下となる措置	有 ・ 無
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が 1.3 ミリシーベルト/3 月以下となる措置	有 ・ 無
	その他	取扱者の被ばく測定器具	
		防護用具（防護前掛等）	有 ・ 無

注意事項

- 1 当備付届は、装置を備えた後10日以内に届け出ること。
- 2 「製作者名」および「型式」は、エックス線装置本体に表示されたものを記入すること。
- 3 「エックス線診療に関する経歴」は、医師、歯科医師、診療放射線技師または診療エックス線技師の免許登録番号および年月日を記入すること。
- 4 「診療室名」は、届け出ている名称を記入すること。なお、移動型・携帯型エックス線装置に係る「診療室名」は、保管場所を記入すること。
- 5 遮へい物の「材料」は、各箇所における遮へい物の材質を具体的に記入すること。
- 6 隣接室名、上階および下階の室名ならびに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図および側面図を添付すること。ただし、移動型・携帯型装置（当該装置を据え置いて使用する場合を除く。）の場合は、保管場所を明記した図面を添付すること。
- 7 エックス線診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床および周囲の画壁の外側までの距離（メートル）ならびに防護物の材料および厚さを記入した見やすい縮図とすること。
- 8 管理区域の標識、使用中ランプ等の位置をエックス線診療室図中に記入すること。
- 9 漏えい放射線量測定結果報告書の写しを添付すること。ただし、移動型・携帯型装置（当該装置を据え置いて使用する場合を除く。）の場合は、装置周囲の空間線量率分布図を添付すること。また、移動型・携帯型装置を手術室で使用する場合には、画壁等の外側における漏えい放射線量測定結果報告書も添付すること。
- 10 装置の性能等を記した仕様書またはカタログ等を添付すること。